

電波遮へい対策事業の概要

1. 事業目的

高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされ、携帯電話等が使用できない地域において、電波中継施設を設置して携帯電話等を利用可能にするなど、電波の適正な利用を確保する。

2. 事業概要

高速道路トンネル等において、電波中継施設の整備を行う公益法人に対して、国がその設置費用の一部を補助する。

国 1 / 2	公益法人 1 / 2
---------	------------

ア 事業主体：公益法人

イ 対象地域：高速道路トンネル等

ウ 整備施設：電波中継施設（無線設備、光ケーブル等）

エ 補助率：1 / 2

3. イメージ図

